

Siセンサーコンロ



全てのバーナーに安全センサーがついたガスコンロを「Si（エスアイ）センサーコンロ」といいます。万が一の消し忘れを防止するコンロですので安心してお使いいただけます。

★Siセンサーコンロの安心・安全性★

万が一の消し忘れは全口自動消火

全口についた温度センサーが、“ついうっかり”を防ぎます。

煮こぼれで火が消えたら自動でガスを止めます。

全口に立ち消え安全装置が付いています。
ガスが漏れることはありません。

鍋底の温度を見張り天ぷら火災を防ぎます。

鍋底の温度が約**250℃**以上になると自動消火
消し忘れ火災は起こりません。

停電時でもガスコンロは火を絶やしません。

炊飯機能もあり、停電時でもごはんが炊けます。（一部の商品を除く）

お手入れかんたん！

ゴトクを外せばフラットになり、お手入れも簡単にできます。

企業課通信 2011/3月号

発行者
庄内町企業課
TEL42-0186

有効期限は5年です。

◆都市ガス警報器を取り付けましょう◆

住宅用火災警報器は、**平成23年5月31日**まで設置が義務付けられています。
住宅用火災警報器の設置はお済みですか。
企業課では火災警報器のほか、複合型都市ガス警報器を取り扱っております。
企業課また、指定工事店で販売しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

「複合型都市ガス警報器」



台所でのガス漏れ、不完全燃焼、火災を1台で検知する複合型警報器であり、火災用センサーは、熱感知タイプです。

取り付け時間は **わずか5分**

販売価格
本体のみ ¥5,775(税込み)
取付料込み ¥7,612(税込み)

「住宅用火災警報器」



煙感知式住宅用火災警報器であり、電池式で電気工事が不要です。
電池は10年もちます。

販売価格
本体のみ ¥4,515(税込み)
取付料込み ¥6,352(税込み)

◇平成23年4月1日使用分より 全てのガス料金へ原料費調整制度を導入します◇

三月議会定例会において可決いただきました「庄内町ガス供給条例の一部を改正する条例」の議決証明を国に送付したことによって「供給約款変更認可申請」への正式な認可が、平成23年3月18日付で、東北経済産業局長よりありました。このことを受け、平成23年4月1日使用分よりガス料金へ原料費調整制度を導入させて頂くことといたします。

今後は、財務省が公表する液化天然ガス価格の変動によって、基準単位料金を毎月自動調整していくこととなります。

電力業界や他ガス事業者は、すでに導入している制度でもあり、経営とお客様双方にメリットのある制度の導入であることから、ご理解の程お願いいたします。

また、同日付で「選択約款変更届出」も行いました。これによって全てのガス料金に対し、原料費調整制度を導入させて頂くこととなります。

【ガス料金の算定式と調整方法は以下の通りです】

・ 3月末日までの一般ガス料金の算定式 $\text{基本料金} + \frac{\text{基準単位料金} \times \text{使用量}}{\text{(従量料金)}}$

・ 4月1日以降の一般ガス料金の算定式 $\text{基本料金} + \frac{\{\text{基準単位料金} \pm 0.030 \times \frac{\text{価格変動額}}{100 \text{円}} \times (1 + \text{消費税率})\} \times \text{使用量}}{\text{(従量料金)}}$

※基本料金及び基準単位料金は、現行と変更がありません。

※赤字で表記されている算式 $[\pm 0.030 \times \frac{\text{価格変動額}}{100 \text{円}} \times (1 + \text{消費税率})]$ によって基準単位料金を毎月加減調整し、その調整される単価に使用量を乗じ従量料金とします。

※価格変動額とは、基準平均原料価格 19,500 円/t と財務省が毎月公表する LNGCIF 価格から算定する平均原料価格との差をいいます。

4月1日以降4月検針時までの日数で按分される使用量に係る調整額を上記式で算定すると、**現行ガス料金より1立方メートル当たり0.0945円下がります。**今後は、調整額を毎月の検針票等でお知らせしてまいります。

・ 算定式 = $-0.030 \times \frac{\text{価格変動額}}{100 \text{円}} \times (1 + \text{消費税率}) = -0.030 \times 300 \text{円} / 100 \text{円} \times 1.05 = -0.0945 \text{円}$

[4月分の価格変動額の算出方法]

- ・ 基準平均原料価格 = (財務省が公表した平成22年8月分、9月分、10月分のトン当たり平均 LNGCIF 価格) $\times 0.4 = 19,500 \text{円/t}$
- ・ 平均原料価格 = (財務省が公表した平成22年11月分、12月分、平成23年1月分のトン当たり平均 LNGCIF 価格) $\times 0.4 = 19,120 \text{円/t}$
- ・ 価格変動額 = 基準平均原料価格 19,500 円/t - 平均原料価格 19,120 円/t = 380 円/t → 300 円/t (10 円以下切り捨てとします)

【制度導入の必要性とこれまでの対応】

平成20年の油価乱高下以降、原料ガス卸会社からの要求により交渉を重ね、契約方式を見直すことに合意したことに伴い、一般ガス事業供給約款料金算定規則に基づき、原料費調整制度を導入する必要が生じました。

ガス料金設定は国の認可事項であり、原価に対し自主効率化努力を織り込み審査を受けた結果、小口ガス料金水準は現行のままで、制度導入のみに特化した形で認可を得ました。

この制度導入により、お客様にとっては、液化天然ガス価格の変動が、料金に迅速に反映されるというメリットが生じますし、本町にとっても、卸価格や為替相場等の変動を外部化することになり、安定経営に繋げることができるというメリットが生じます。

今後ともクリーンなガスの安全安心安定供給に努めて参りますのでご理解をお願いします。

【原料費調整制度導入に関するこれまでの主な経過】

- ◇平成22年7月29日
産業建設常任委員会で概要説明
- ◇平成22年8月23日
議会全員協議会で概要説明
- ◇平成22年9月
企業課通信による広報
- ◇平成22年11月5日
東北経済産業局長へ、供給約款変更認可申請書提出
- ◇平成22年11月24日から26日まで
東北経済産業局による特別監査
- ◇平成22年11月30日
議会全員協議会で申請概要説明
- ◇平成22年12月9日
東北経済産業局、公聴会開催に関するプレス発表。(意見陳述の申出がなかったことから12月28日に公聴会取り止めのプレス発表)
- ◇平成22年12月
申請書類の閲覧開始を町ホームページに掲載
- ◇平成22年12月
企業課通信による広報
- ◇平成23年1月6日
東北経済産業局長より審査結果の通知。(認可内示)
- ◇平成23年1月11日
認可内示概要を町ホームページに掲載
- ◇平成23年2月
企業課通信による広報
- ◇平成23年2月25日
東北経済産業局長へ、供給約款変更認可補正申請書提出
- ◇平成23年3月14日
議会において、ガス供給条例一部改正案可決
同日付で東北経済産業局へ議決証明送付
- ◇平成23年3月18日
東北経済産業局長より正式認可
東北経済産業局長へ、選択約款変更届出書提出